

千九百五

安倍内閣は6日、人権侵害への懸念からこれまで3度も国会で廃案になった「共謀罪」法案を衆院で審議入り強行しました。政府は「テロ等準備罪」などと呼称し、その本質を隠すことに躍起です。法案に照らして見ると内心処罰と警察権拡大の重大な危険が明白です。

「テロ対策」はごまかし

政府は「テロ対策」を強調していますが、国連誘導のための「まかし」です。実際、立法目的を定めた法案1条（条文参照）には「テロ対策」の文字はありませんが、T-OCC条約そのもの調査しているが、マフィアなどによる経済犯罪、マドーロンダリン「その他」という文言がありまじた（傍線①）が、マドーロンダリン「その他」という文言が続き「組織的犯罪集団」をロリズム集団が追加されています。（傍線②）が、「その他の」という文言がテロ集団に限定するもので、法務省が2月末にまとめた法案原案にも、「テロ対策」の文字はなく政府説明と「共謀罪」の対象犯罪との矛盾が追及されましたが、6条の2の「組織的犯罪集団」の例として「テロ関係のない犯罪です。ケシ



卷之三

第一條 しての法律は、組織的な犯罪が平穏かつ健全な社会生活を著しく害し、及び犯罪による収益がこの種の犯罪を助長するものに、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な悪影響を与えることに鑑み、並びに国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を実施するため、組織的に行われた殺人等の行為に対する処罰を強化し、犯罪による収益の隠匿及び收受並びにこれを用いた法人等の事業経営の支配を目的とする行為を処罰する。しもべ、犯罪による収益による収取及び追徴の実例等について定めるとして目的とする。

の栽培や特許権の侵害など、およそテロとは無関係な犯罪が広く「相談」（共謀）だけで処罰される構造です。また一定の重大犯罪のか。

「計画」について、「テロ目的」でという限定もされてしません（傍線②）。これでどうして「テロ対策」などと言えるのでしょうか

相談だけで処罰の恐れ

何か妨害される力

「井謀罪」法案は、組織
犯罪処罰法の一部改定として
細われています。同法は、
追加する6条の2の部分が
の中心です。政府は「テ
等準備罪」と呼び、国際

ストップ 共謀罪

ੴ

の内心を処罰する「共謀」の本質を隠しておきます。したがつて案のまま貰はれることは確かなようだ。(傍線②) 定の重大犯罪の遂行を「計画」する事が処罰の対象だ。

道子の活動で共謀とされたのを「計画」にされました。しかし犯罪実行する意図が前提であり、内心を処罰する

(テロリスト集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画)

第六条の次の規定に掲げる事項に当たるに在り、テロリストム集団その他の組織的犯罪集団(田舎地主ら)、その組織的犯罪についての共同の密謀が別途第三、四欄の記載を要するものに就き、又

にあらむの(①)をうつ。次項において同じくの団体の活動として、当該行為を実行するため組織としての行われるもの(通称二三人以上で計画した者(②)は、その計画をした者のいすれかによつて計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたとき(③)は、当該金

單に定める刑に処する。ただし、實行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し又は免除（④）する。見その他の計画をための準備行為などを罰する。

警察権拡大し監視社会へ

内心处罚へ大転換

が大原則です

大犯罪についてざく例外的

●内心処罰へ大転換
犯罪は、動機の形成、決意、計画、準備を経て、実行に着手し結果が発生します。
未遂罪の处罚も、例外的に個別の犯罰法によって規定され、準備行為である予備罪共謀罪や、その手前の陰謀・共謀罪に個別の犯罰法によって規定され、準備行為である予備罪共謀罪や、その手前の陰謀・共謀罪に該当する場合は、既遂罪と同様に处罚されます。

SNSまで監視明確に

「殺してやったー!」「ゲームを強制」なんふ
つただけでは返済しない

生活や本来のアライバーの一領域に多様な形で存在し、うるなりです。電話密聴の拡大、室内会話の聴取、あるいは高性能指図マイクなど、街頭の会話の密聴まで狙われる恐れがあります。またメールです。

監察権の拡大とアライバーシーを否定した総監視社会が「共謀罪」法案の最大の狙いです。安保法朝に戦争法体制下で、国際規則規制の治安国家づくりが進められようとしているのです。

（つづ）法務省は「一般的の暴力犯の犯罪とは、騒乱体や虐殺が「組織的犯罪集団」による危険を感じさせています。もしくはその逆です。

組織的犯罪集団は、明らかに「政治権力を倒せ」と叫ぶ、「政治権力を掌握し、認めれば、社会を『騒乱』と認めたが、それを計画する市民運動団体が組織的犯罪集団とされる危険があります。

最初は「犯罪集団」に変じた「一般人の」組織的犯罪が、「一般人の」犯罪となるのは「当然」と書かれていました（同上）。

実際、石破茂元防衛相は、犯罪集団による不正権益の獲得、維持、拡大をかるために対象犯罪を「計画」して市民の手元に対ししたものを見出します。

実際、石破茂元防衛相は
2010年11月、秘書保護
法案の審議中に、国営を取
り替へ市民のデモに対し
「強なる総出戦術はその本

犯罪集団による不正権益の獲得、維持、拡大をはかるために対象犯罪を「計画」したものとし、これを「企圖」とする。

一般人も対象にされる
——

政府は6条の2に規定された「組織的犯罪集團」の行為のみが対象となる（傍縦①）から、「一般人は専門の対象となる」と直ちに断つています。

しかし、法務省は一般的な犯罪には、騒乱罪（刑法106条）が含まれています。もしテモでは、「安否改進を請求して耳あてたところ、まことにいつづりの質の質問

かについては、6条の2の實においてテロ行為と認められない」と発言。さらに「大言麗で人に恐怖を与えるやり方」「民主主義と異なる」と攻撃します。

「結合の基礎」として法を評議する市民団体や政党が「組織的犯罪集團」とされる危険を感じるのは当然です。

（組織的犯罪団体）が何を企て、何を目的としているか、その構成員は誰か、その活動範囲はどこか、その活動内容は何か、その運営方法はいかで、その資金の来源はどこか、その影響力はどの程度か、その対応策はどのようなものかなど、多くの問題が浮上する。これらの問題解決のためには、まず組織的犯罪団体の本質を理解する必要がある。組織的犯罪団体は、一般的に、複数の個人や団体が連携して、共同で犯罪活動を行う組織である。その目的は、主に財産の獲得、維持、拡大である。そのため、組織的犯罪団体は、常に警戒され、監視される状態である。しかし、一方で、組織的犯罪団体は、社会の弱者や、貧困層の人々に対する暴力的な行為を行っている場合もある。そのため、組織的犯罪団体に対する対応策は、法律による取締りや、社会的・政治的影響による制限などが考えられる。

・体系の大転換があり、國家の形態を「相談」「合意」にしたるもたらすものであります。一九〇〇年、ロンドン(ワーチャルネーム)を超す刑法学者が反対の声明を出し、敵の主張を述べた。全体が監視対象となることによって、国家主義的でも明確になり